

(件名) 伊佐市への新設特別支援学校設置についての陳情書

(陳情の要旨)

「子育てにやさしいまち」をめざしている伊佐市は、福祉・教育・医療・保健の連携の充実から、私たち市民は安心して子育てできるまちと実感しております。乳幼児健診・親子教室・子ども発達支援センター・トータルサポートセンター・保育所・幼稚園・教育委員会、小児科医の連携は、県内だけでなく全国でも先進地と紹介されており、さらに発展、充実していくことを願っております。

生活圏域で乳児期から早期の支援を受けることで、子どもは成長めざましく、また保護者も安心して子育て生活を営んでいます。この人生の基礎を強固なものにするために、学齢期のさらなる充実を願います。学齢期では、子どもは内面も外見も、青年期に向けて大きな変化を遂げ、保護者の悩みも変化し、地域での繋がる力が必要となるときです。伊佐市では、乳児期から、開設20周年を迎えた「伊佐市子ども発達支援センターたんぼぼ」で、地域と繋がった療育が行われております。その継続には、地域密着型の特別支援学校の果たす役割が重要です。現在の伊佐市の障害児教育の核としての出水養護学校は、伊佐市から遠方にあり、網羅する学区も広範囲で、学齢期の教育機関としてはすべての子どもたちを支援できているとはいえない状況です。

地域に根差した特別支援学校の設置は、地域で繋がっている伊佐市のネットワークの拡大や充実につながります。このことは、障害のあるなしに関わらず、伊佐市の全ての子どもが笑顔で生活できることに繋がります。以上のことにより、地域に根差した特別支援学校の設置を希望し、地域での学習会にも取り組んでいます。

障害者差別解消法により、合理的配慮が義務化されました。子どものニーズに応じた教育環境の整備は、当たり前なこととして考えられるべきではないかと思えます。そのためには、適正規模・適正通学時間・高等部卒業後の進路を考慮した特別支援学校が必要です。

以上の趣旨に基づき、下記事項を重視した特別支援学校を伊佐市に設置していただきますよう強く要望します

記

- 1 地域の学齢期支援のネットワークの核となる特別支援学校の設置をお願いします。
- 2 適正な規模で、障害の種別に関わらず通える特別支援学校の設置をお願いします。
- 3 子どもや親の送迎の負担の少ない自宅から30分以内で通える特別支援学校の設置をお願いします。
- 4 地域居住地校交流だけでなく学校同士の交流も充実して、子どもたち同士の理解や地域の理解も深まるような交流及び共同学習を実施できるよう、特別支援学校の設置をお願いします。
- 5 放課後活動の充実した学校生活を送ることができる特別支援学校の設置をお願いします。
- 6 地域の理解を深め、働く場や生活する場の充実を目指した特別支援学校の設置をお願いします。
- 7 高等部卒業後、ゆっくりじっくり学べる場を保障するために専攻科のある特別支援学校の設置をお願いします。

(件名) 私学助成の充実と財源確保に関する意見書の提出について

(陳情の要旨)

平素より、本県私立中学高等学校の振興につきましては、格別のご配慮を賜り深く感謝申し上げます。

鹿児島県の私立学校は、各々建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開して、本県の公教育の発展に寄与しております。

現在、我が国では、少子高齢化が進行し人口が急速に減少する中で、Society5.0時代の到来を見据え、新しい時代に向けた人材育成が求められています。今後とも、我が国が持続可能な社会を維持していくためには、次代を担う子供たちの教育の充実がますます重要となっており、各私立学校は国が推進する「新たな教育」に対応していくことが求められています。

しかしながら、各私立学校ともに財政的に限界がある上に、高等学校等就学支援金制度の実施以来、授業料の改定もままならず、一層厳しい局面に立たされています。

わが国の将来を担う子供たちの教育環境の整備に当たっては、公教育の一翼を担う私立高等学校等に対する助成措置の充実が必要であり、このことは、各都道府県が所管する事項とほいうものの、わが国の将来の発展に密接不可分の関係にある教育の振興に関する事柄であり、国の全面的な財政支援が求められるところであります。

つきましては、貴議会におかれましては、国の令和2年度の予算編成にあたり、下記の事項について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

私立高等学校等の教育の重要性を認識され、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、高等学校等の私学助成に係る国庫補助制度が堅持され一層の充実が図られますよう、政府及び国会に対し、地方自治法第99条による意見書を提出していただきたい。

(件名) 希望するすべての子どもたちに豊かな高校教育を保障するための陳情書

(陳情の要旨)

例年7月に行われている中学3年生の進路希望調査では、高校などへの進学を希望する子どもは、2000年度から続けて約98%と高い割合となっています。高校を卒業することは、さまざまな資格取得や就職の求人等に見られるように社会的な要請にもなっており、また、子どもや保護者にとっても「せめて高校までは」という切実な願いもあります。

しかし、本県では依然として定員内不合格者(2019年度:1次選抜115人,2次選抜18人)が出ており、希望するすべての子どもが高校で学ぶことを保障されている実態にはありません。

1948年にスタートした高校制度について、当時の文部省学校教育局は「中学校卒業生で希望するだれでも入学できる。義務教育ではないが、いわばこれに準ずる性格の学校である。選抜しなければならない場合であっても、望ましいことではなく、学びたい者に適切な施設を用意することができるようになれば、直ちになくすべきである」と言っています。高校入試は、施設・設備が希望者の数に追いつかないためにはじまったもので、施設が整えば、学びたい人が全員高校で学べるはずでした。

また深刻化する経済不況の影響から、高校教育に係る保護者負担をできる限り公費化し、すべての子どもたちに分け隔てのない行き届いた教育が保障されなければなりません。

以上のことを踏まえ、希望するすべての子どもたちに豊かな高校教育を保障するために、下記の事項を県の教育行政に反映させるよう陳情いたします。

陳情事項

- 1 県下各地の公立高校の今後のあり方については、県教委として県内各地で地域の活性化も含めた地元住民による議論がなされるよう組織をつくり、その議論を尊重してとりくむこと。
- 2 中学校の卒業予定者減に伴う機械的な募集定員の削減は行わないこと。また、「一学級35人以下」の少人数学級を導入し少子化に対応すること。
- 3 希望するすべての子どもが、高校に入学できるような募集定員を策定し、定員に満たない学校・学科においては、「公立」高校の意義をふまえ、入学希望者全員を受け入れるよう各高等学校長を指導すること。
- 4 障がいのある子どもにも高校教育を保障するために、すべての特別支援学校に高等部を早急に設置すること。高校に発達障がいや知的障がい等の子どもを受け入れるために、当面の手立てとして、特別支援学級や特別支援学校の分教室設置にむけた教育諸条件整備などの受け入れ体制を整えること。
- 5 教育を受けることが経済的に困難な子どもを、公的に支援するための「奨学金制度」のさらなる拡充と、奨学金利用者の負担を軽減するために、給付型奨学金の導入を検討するとともに、当面无利子とすること。

署名者 17,506名

(署名簿一省略)